

一般社団法人社会システムデザインセンター 定款

平成31年4月1日設立

令和5年6月28日改定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人社会システムデザインセンターと称し、略称を「SSDC」とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、科学で社会を豊かにするために、産学を結び、課題解決に向けたソリューションの研究及びその事業計画の策定と実行を通して、課題解決フレームワーク・コーディネーターとして活動する。その目的に資するために産学の連携および協力を図り、次の事業を行う。

- (1) 大学、研究所等研究機関における研究内容の調査及び課題解決ソリューションの策定
- (2) 研究機関及び国・地方公共団体・企業等間のいわゆる産学連携ネットワークを活用した技術等のマッチング及びソリューションデザイン事業
- (3) 国・地方公共団体・企業等からの研究受託事業
- (4) 課題解決ソリューションのプロトタイプ作成受託事業
- (5) 起業家育成事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

## 第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、1ヶ月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。但し、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときその他当該社員を除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第11条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。社員総会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含まれる。また、メール等による事前の意思表示による議決も有効とする。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第16条 当法人には次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事会の中から選定する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠のため、又は増員により就任した理事又は監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、増員により就任した監事の任期については、現任者の任期の残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

(顧問等)

第20条 当法人は、必要に応じて役員とは別に顧問等を置くことができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数決をもって行うものとする。

(役員の報酬)

第22条 役員の報酬等職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第24条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）

第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。理事会への出席は、テレビ会議等による遠隔地からの参加も含まれる。また、メール等による事前の意思表示による議決も有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第 6 章 基金

(基金の抛出等)

第 3 3 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、当法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 3 4 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 3 5 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、下記の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 3 6 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、当該事業年度に関する下記の書類を代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 前二号の附属書類

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 3 7 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会における、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 当法人は、社員総会における、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 附則

(法令の準拠)

第 41 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上は、一般社団法人社会システムデザインセンターの定款に相違ありません。

令和 5 年 6 月 28 日

[法人所在地]

東京都文京区本郷六丁目 17 番 9 号 本郷綱ビル 9 階

一般社団法人社会システムデザインセンター

代表理事 片桐 恭弘